

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「本協会」という。）の定款第 32 条第 1 項の規定に基づき、役員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、代表理事、業務執行理事及び監事のうち、原則として本協会を主たる勤務場所とし週 3 日以上勤務する者として理事会で選定されたものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。職務の遂行に伴い発生する費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の区分)

第 3 条 常勤役員の報酬は年俸とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬等の額)

第 4 条 常勤役員の年俸額は、別表 1 に示す額を上限として、理事については選定時の理事会が、監事については監事の協議により、各々決定する。ただし、理事の年俸額については、理事会が必要と認める場合、各年度最初の通常理事会にて見直すものとする。

- 2 常勤役員が、継続して週 4 日以内の勤務を行う場合は、1 週を 5 日とする勤務日数割合に応じて報酬を按分するものとする。
- 3 通勤手当は、その通勤の実態に応じ支給する。
- 4 本協会に勤務するため住居を移転する常勤役員に対しては、理事会の議決を経て、本協会が他から住宅を借り受け、これを貸与することができる。ただし、当該常勤役員が本協会に支払う賃借料は、所得税法施行令第 8 4 条の 2 に定める「その資産の利用につき通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額」以上とする。
- 5 非常勤役員に対しては、非常勤役員手当を支給することができる。支給額は別表 3 のとおりとする。ただし、別表第 3 第 2 号非常勤役員に対しては同表第 1 号の手当てを重複して支給しない。

(支給日及び支給方法)

第 5 条 常勤役員の年俸額を 12 で除して得た額（以下「月例支給額」という。）及び通勤手当は、毎月 25 日に、その月の支給額から法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した金額を、指定する銀行

その他の金融機関に設けられた本人名義の預金口座への振込みによって、または、直接本人に通貨をもって支給する。ただし、支給日が休日の場合はこれを前日に繰り上げる。

2 (削除)

3 非常勤役員手当は、別表第3第1号については出席のつど、別表第3第2号については第1項と同様の方法により支給する。

(あらたに常勤役員となった者の報酬)

第6条 月の途中において、あらたに常勤役員に就任した者に対する就任当月分の報酬(以下次条においても同じ。)の額は、月例支給額を当該月の日数に応じて日割計算で支給する。

(常勤役員でなくなった者の報酬)

第7条 常勤役員が退任したときは、退任の日の属する月分の報酬は、日割計算によって支給する。ただし、常勤役員が死亡したとき、死亡の当月分の報酬は、その全額を支給する。

(就任、又は退任した非常勤役員の手当)

第8条 月の途中に非常勤役員に就任し、常任役員会に継続して出席することとなった場合、又は、常任役員会に継続して出席する非常勤役員が月の途中に退任したときは、就任、又は退任の日の属する月分の手当は、当該月の日数に応じて日割計算によって支給する。ただし、死亡による退任の場合は、死亡の当月分の手当は、その全額を支給する。

(報酬の減額又は不支給)

第9条 理事会は、この規程に基づき決定された業務を執行する理事の報酬について、役員懲戒規程に基づいて、一定期間、減額又は不支給を決議することができる。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本アイソトープ協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年度の定時社員総会にて選任された役員から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の年俸額

会 長	19,080,000 円
副 会 長	16,200,000 円
専務理事	15,240,000 円
常務理事	14,280,000 円
専任理事	12,360,000 円
監 事	12,360,000 円

別表第2 (削除)

別表第3 非常勤役員の手当

(1) 理事会、監事監査等への出席1回につき支給する手当

理事、監事	20,000 円
-------	----------

(2) 常任役員会に継続して出席する非常勤役員に対する非常勤役員手当の月額

会 長	100,000 円
副 会 長	85,000 円
専務理事	80,000 円
常務理事	75,000 円
専任理事・理事・監事	65,000 円